山梨県立富士北麓駐車場　指定管理者募集要項等に関する質問への回答　（第1回）

No.	質問内容	回　答
1	交通誘導警備など業務の一部を専門業者に委託する場合、「主たる部分の一括委託」に該当しないとされる基準(委託比率等)はあるか。承認の手続・時期を教えてほしい。	「主たる部分の一括委託」に該当するか否かについて、一律の委託比率による基準は設けておりません。ただし、指定管理者が実施すべき管理運営上の中核的業務については、指定管理者自らが行う必要があります。 再委託を行う場合は、あらかじめ業務内容及び委託先等を記載した書類を県へ提出し、承認を受けていただきます。具体的な手続時期については、指定後に協議の上決定します。
2	令和9年4月1日から1台1回1,500円に改正とされているが、仕様書は1,000円と記載されている。R9年度以降の仕様書は1,500円に改訂される理解でよいか。駐車券の金額表示・様式変更、場外案内看板の表記修正は、誰が・どちらの費用で行いますか。	指定期間開始時点の仕様書については、当該条例改正内容を反映した内容となるため、条例案が可決されれば、選定後の協議中に1,500円に仕様書を改訂する予定です。 駐車券及び各種案内表示物の修正については、原則として指定管理業務の範囲に含まれるものであるため指定管理者の費用負担にて御対応いただきます。
3	釣り銭は180,000円(5,000円札20枚・1,000円札80枚)とあるが、料金1,500円では500円硬貨等が必要になるかと思います。(キャッシュレス決済導入予定も控えています)金 種・金額の見直しはありますか。	指定管理期間開始までに、利用料金改定及びキャッシュレス決済導入の状況を踏まえ、釣銭準備金の額及び金種について見直しを行う予定です。
4	R9～R12年度のマイカー規制期間(開始日・終了日・日数)の見込みを教えてほしい。R5は59日、R6は68日とされているが、R7年度の日数・利用台数も教えてほしい。新たな登山規制(R6～)の継続見込みと、駐車場運営への影響(案内内容の変更等)はありますか。	マイカー規制期間については、70日を想定し積算をお願いします(R9見込)。 ただし、R9年度以降のマイカー規制期間については、関係機関との協議により毎年度決定されるため、現時点では確定しておりません。 なお、R7年度の実績については、マイカー規制期間は69日、利用台数は28,616台です。 登山規制の今後の見込と運営への影響について、法令及び関係機関の方針によるものであり、現時点で将来の運用を確約することはできません。
5	料金収納員・事務員の人数は勤務A=2名、B=3名、C=2名で固定か。収納員・事務員の業務を人材派遣会社・警備会社等に委託(派遣)することは可能か(公金収納を伴うため再委託の制限があるか)。収納委託契約の契約時期・受託者証(第5号様式)の交付時期を教えてほしいです。	仕様書に記載の人数は必要最低限の配置人数の目安として示したものであり、施設運営に支障が生じない範囲で指定管理者において適切な人員体制を構築していただきます。 収納員・事務員の業務を人材派遣会社・警備会社等に委託(派遣)することは可能ですが、その全てを委託することはできず、主たる部分の業務については指定管理者に担っていただく必要があります。 収納委託契約については、4年間の指定管理期間(予定)においてまとめて契約を行い、指定管理期間開始前に受託者証を交付する予定です。
6	6:00～15:00の警備員「4～9名(混雑見込に応じ増減)」の増減基準(日別配置の決め方)と、R6の日別配置実績(延べ人数)を教えてほしい。交通誘導警備業務検定合格者(1級・2級)や隊長の資格要件は必要ですか。	仕様書に記載の4～9名は過去運営実績を踏まえた目安となるため、増減基準については指定管理者にご判断いただきます。 R6延べ人数としては、平日は4～6人、休日やお盆期間は9～10人の運営体制で配置されておりました。 交通誘導警備業務検定1級・2級又は隊長資格について、仕様上必須要件とはしていませんが、業務を安全かつ円滑に実施できる体制を確保してください。
7	対象とするコード決済事業者、クレジットカード・交通系IC等は不要か、決済端末・掲示物・導入費用の負担、決済手数料の負担は指定管理者が負担しますか。要項は「R9年4月末までに導入」、仕様書は「規制期間までに契約」としているが、導入はR9年4月末、実運用は規制期間からでよいのでしょうか。	コード決済については、対象とする事業者名は問いません。クレジットカード及び交通系ICカードの導入については必須ではありませんが、利用者の利便性向上の観点から、指定管理者が自主的に導入することは可能です。 駐車料金については、決済手数料を差し引いた額が決済会社から指定管理者へ入金されます。そのため、指定管理者において差し引かれた手数料相当額を補填した上で、県へ納付していただくこととなります。 なお、キャッシュレス決済に係る手数料については加味した上で委託料の基準額を積算しておりますので、委託料の範囲内で御対応をお願いいたします。 また、決済会社との契約及び決済端末・掲示物の設置、導入に要する費用については、指定管理者の負担となります。 導入時期及び実運用開始時期については、御認識のとおりです。

8	料金収納BOX(W990×D1200×H2345)は「用意すること」とあるが、現指定管理者所有の物を引き継げるのか、新規調達でしょうか。	現指定管理者の所有物であるため、県としてその引継ぎを保証するものではありません。 必要な設備については、指定管理者において確保してください。
9	場外案内看板45枚は公道(国道139号・県道・市道等)沿いに設置するが、道路占用許可等の手続・費用は県と指定管理者のどちらが負担しますか。	場外案内看板の設置に必要な許認可手続については、原則として県において実施しております。 当該手続に係る費用についても県が負担します。
10	規制期間中のP3の駐車マスは200台分だが、P3の駐車可能台数は235台(管理運営基準)とされている。規制期間中の運用台数はどちらか。芝生の損傷が生じた場合の復旧費用の負担区分を教えてほしいです。	規制期間中は200台を想定しています。 芝生の損傷について、経年劣化又は特定できない第三者の行為によるものの場合は、一件あたり修繕費20万円未満は指定管理者の負担、20万円以上は県の負担となります。
11	数量欄(芝刈り37,140㎡・施肥24,760㎡・除草18,570㎡・虫害予防12,380㎡)はP3面積6,190㎡の延べ(6・4・3・2回分)と読めるが、回数欄は芝刈り・施肥「年3回以上」、除草3回、虫害予防2回となっている。実施すべき回数は芝刈り6回か3回以上か、施肥4回か3回以上か。年間スケジュール(刈り込み5・6・9月)との関係も教えてほしいです。	芝刈り及び施肥に関しては、「年3回以上」の実施いただきます。指定管理者の判断により4回以上の実施が必要と認められる場合は、追加で実施していただいて差し支えありません。年間スケジュールの刈り込みの時期については実施時期の目安となります。
12	現行AED(ヤガミCU-SPR)の設置年月、耐用年数の残存期間、バッテリー・電極パッドの次回交換時期を教えてほしいです。	令和8年1月30日に設置しております。 耐用年数は8年であり、電極パッドの次回交換時期は令和10年1月30日、バッテリーの次回交換時期は令和12年1月30日を予定しています。 なお、交換保証が付与されておりますので消耗品の交換に係る費用は発生しません。
13	駐車場案内パンフレットは「利用案内チラシ」と同一のものですか。多言語対応は何ヵ国語必要ですか。	現在ホームページ上で公開している、「富士山パーキングご利用案内」と同様のパンフレットを想定しており、仕様書上の「利用案内チラシ」と同一のものを想定しています。 必要な事項が記載されていれば、必ず同一のものである必要はありません。 必ずしも多言語対応を求めるものではありませんが、外国人利用者が多いことから、英語を併記したパンフレットが望ましいと考えております。
14	現指定管理者からの引継ぎの内容・期間(R9年4月1日前の現地確認・研修の可否)、既存の委託契約(警備・保守・清掃等)の承継の可否を教えてほしいです。	現地確認及び業務引継ぎについては県及び現指定管理者と調整の上実施していただきます。 既存契約の承継については県が保証するものではなく、必要に応じて現指定管理者と事業者間で協議していただくことになります。
15	「年間稼働率100%」の定義(休業期間の扱い)を教えてほしいです。モニタリングシートの稼働率の算定式は「駐車台数/(1,102台×規制日数)」だが、1,102台の根拠(最大1,400台との関係)を教えてください。目標未達の場合の委託料減額等の措置の有無、「年間1,000回以上」の計数方法(パンフレット配布数の数え方、来所者の扱い)も教えてほしいです。	1,400台は最大駐車可能台数となります。 第3駐車場（芝生広場）を原則として使用しない運用としていること及び、現在の運用においてマイカー規制期間中に一部使用しない区域があることから、収容台数を1,102台としております。 なお、目標未達のみを理由として直ちに委託料を減額する制度は設けていません。 また、「年間1,000回以上」の計数方法については、パンフレット配布や案内実施など利用者への情報提供の実績累計件数として整理しています。